

お知らせ

家計簿で豊かな暮らしの基礎づくり 家計調査にご協力ください

総務省統計局では、家計収支の面から国民生活の実態を明らかにして国や地方の政策に生かすため「家計調査」を実施しています。

調査地域は無作為に選ばれます。また、調査員など統計関係者は、調査票に書かれたことを他に漏らしたり、統計以外の目的に使うことを統計法という法律で固く禁じられています。

自衛官(特別国家公務員)募集について

応募資格
日本国籍を有する18歳以上27歳未満の者(採用種目により対象年齢が異なります。)

給与
初任給は15万7千50円(基準)で宿舍費・食事・被服支給または貸与

ポ一ナス 年4・45ヵ月分採用試験
2等陸・海・空士(男子)
平成19年9月16日(日)
・19日(水)・20日(木)

受付期間 8月1日(水)
9月14日(金)
2等陸・海・空士(女子)
平成19年9月24日(月)
25日(火)

詳しくは、自衛隊松前地域事務所(☎42・3774)または、役場生活環境課生活環境グループ(☎42・2275)まで連絡願います。

「ごぞんじですか」 「検察審査会」

検察審査会は、選挙権を有する国民の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員が、国民を代表して検察官が事件を起訴しなかつたこと(不起訴処分)の善し悪しを審査する仕事をしており、皆さんの中で、交通事故・盗難・詐欺・横領など被害にあつた人や犯罪や告訴・告発した人が検査官の不起訴処分を不服として、検察審査会に申し立てのあつたときに審査を始めます。申し立てがなくても、検察審査会が職権で不起訴事件を取り上げて審査することもあります。

審査の申し立てには一切費用はかかりませんが、また、秘密は堅く守られますのでお気軽にご相談ください。

○問い合わせ先
函館市上新川町1・8
函館検察審査会
(函館地方裁判所内)
☎(0138)42・2151

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当制度について

◆児童手当
小学校修了前の児童(満12歳の年度末まで)を養育している方に支給されます。(公務員については、勤務先に請求してください。)ただし、前年の所得が一定額以上の場合、所得制限により支給されません。

◆児童扶養手当
次のいずれかに該当する児童(満18歳の年度末まで)を育てる母または養育者に支給されます。
・父母の離婚
・父の死亡
・父の生死不明
・父が重度の障害
・父が一年以上の遺棄または拘禁
・母が婚姻によらないで生まれた児童

◆特別児童扶養手当
身体、精神に一定の障害がある20歳未満の児童を育てる父母または養育者に支給されます。ただし、所得制限があります。

児童手当所得制限限度額表

扶養親族等の数	自営業者(国民年金加入者)	サラリーマン(厚生年金等加入者)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

各手当の申請等詳しくは、役場保健福祉課育児支援グループ(☎42・2275)へお問い合わせください。